

自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について ～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

自動車局では、本年も、①車両対策（冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底）、②運送事業者対策（道路管理者が撮影した写真も踏まえた運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようお願いいたします。

① 自動車ユーザーの皆様へ

- 積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットフォーム」で確認をお願いします。
- チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② トラック・バス運送事業者の皆様へ

- 年末年始の輸送等に関する安全総点検※の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- 雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主の皆様へ

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

(その他)気象情報の活用

- 気象庁 HP の「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。
<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

【添付資料】

- ・【別紙1】『雪道での立ち往生に注意!』(パンフレット)
- ・【別紙2】『冬用タイヤの溝深さに注意!』(チラシ)

【お問い合わせ先】

(①関係)

審査・リコール課 田村、渋谷、長岡

代表:03-5253-8111 (内線:42352、42363)

FAX:03-5253-1640

整備課 藤墳、宮坂、渡部

代表:03-5253-8111(内線:42412)

FAX:03-5253-1639

(②関係)

安全政策課 蛸原、村上

代表:03-5253-8111 (内線:41625、41613)

FAX:03-5253-1636

(③関係)

貨物課 宮屋敷、遠藤

代表:03-5253-8111 (内線:41332)

FAX:03-5253-1637

雪道での立ち往生に注意！

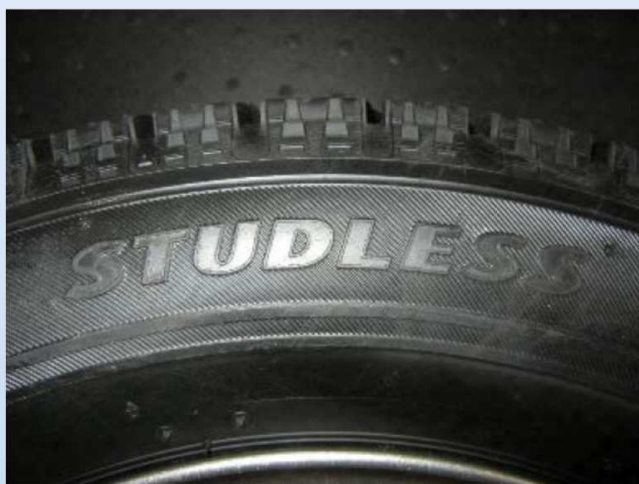
-大型車の冬用タイヤとチェーンについて-



- ❏ 道路で大型車が立ち往生すると、**深刻な交通渋滞や通行止め**を引き起こします。
- ❏ 積雪・凍結路では、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するとともに、**チェーンの携行・早めの装着**を心掛けてください。
- ❏ 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。

冬用タイヤの選び方

- ❏ オールシーズンタイヤは、ちらつく程度の降雪で**路面と一部接触可能な積雪状況**を想定したタイヤです。
- ❏ 路面を覆うほどの**過酷な積雪路・凍結路**においては、**スタッドレス表記**(国内表記)又は**スノーフレークマーク**(国際表記)が表示されている冬用タイヤを**全車輪に装着**してください。



スタッドレス表記の例



スノーフレークマーク

タイヤの側面に表示されています。

冬用タイヤの使用限度

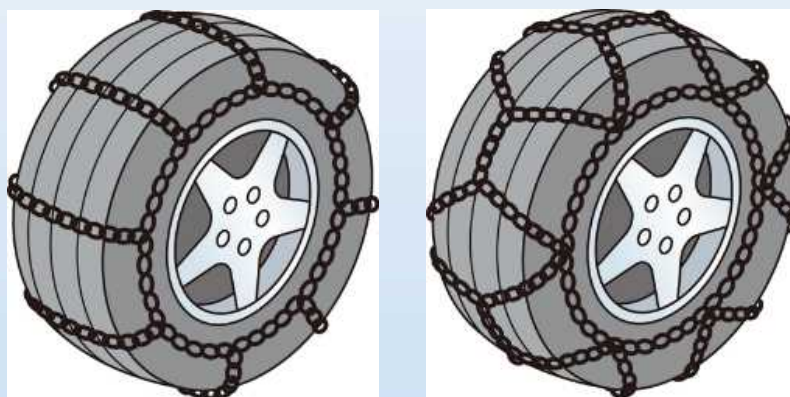
- ❏ **溝深さが50%以上**残っていることを「**プラットホーム**」で確認しましょう。（一部海外メーカー品は除く）



残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

チェーンの効果

- ❏ チェーンを**駆動輪に装着**すると、冬用タイヤより積雪・凍結路での**発進・登坂性能が向上**します。
- ❏ チェーンの**サイズや締め方が不適切**な場合、**タイヤとの間で滑りが生じ**効果が得られません。



大型車用金属チェーン

チェーンの携行・装着

- ❏ **大雪警報が発表されるなど相当量の積雪**が見込まれる場合等にはチェーンを携行してください。
- ❏ 降雪時には、**立ち往生する前に早めのチェーン装着**を心掛けましょう。立ち往生した後の装着は極めて困難です。

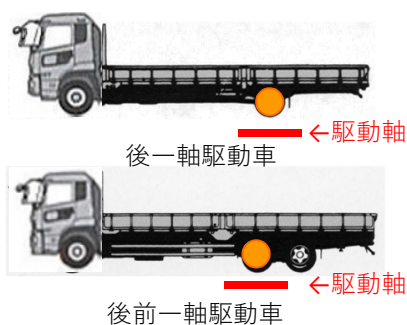
性能限界

- ❏ 冬用タイヤ及びチェーンのいずれも**性能限界があり、万能ではありません**。例えば、車両の**バンパーに接触するような新雪の深い積雪路**では走行困難です。
- ❏ 運行前に道路・気象情報を確認し、**運行の可否や経路を検討**してください。

立ち往生が発生しやすい車両

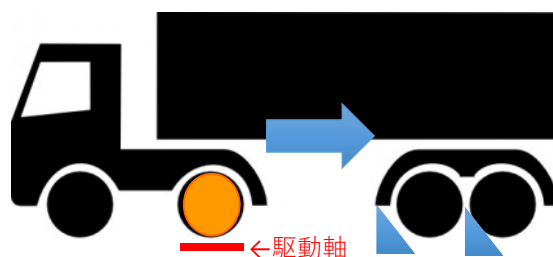
以下の特徴を持つ車両は、積雪路等において**特に立ち往生が発生しやすい傾向**にあるので注意が必要です。

一軸駆動車



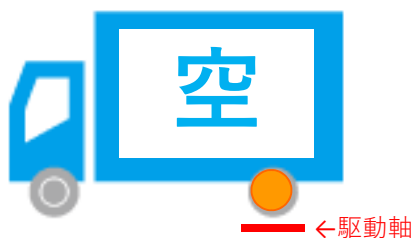
二軸駆動車に比べて駆動軸が空転しやすい。

連結車



トレーラー付近の積雪により走行抵抗が増大。

空荷状態



駆動軸に十分な荷重がかからず、発進性能が低下。

年式の古い車両



トラクションコントロール※等の機能が搭載されていない。

※発進時等に駆動輪の回転を制御し空転を低減する装置

「自動車を安全に使うためには」→

自動車を安全に使うための注意点を発信しています。



国土交通省

自動車局 審査・リコール課

電話番号：03-5253-8111（内線：42363）
03-5253-8596（直通）



冬用タイヤの溝深さに注意！

-大型車の冬用タイヤに関する使用上の注意点-

- 道路で大型車が立ち往生すると、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。積雪・凍結道路においては、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するなど適切な措置を講じてください。
- 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。



積雪・凍結道路では、**冬用タイヤを全車輪に装着**

⇒ 冬用タイヤは全車輪に装着しないと**挙動が安定しません。**



冬用タイヤの**溝深さが新品時の50%以上**あることを確認

⇒ 溝深さ**50%**を示す「**プラットフォーム**」で、**運行前に必ず確認**してください。（一部海外メーカー品は除く）



積雪・凍結道路での運行前に、**運転上の注意点を把握**

⇒ 積雪・凍結道路においては、

- ・ **低速ギアでゆっくり発進**
- ・ **坂道を登り終わるまでギアチェンジしない**

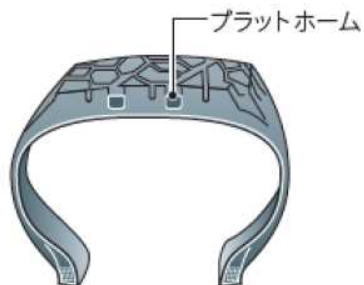
など、運転操作の注意が必要です。



プラットホームとは？

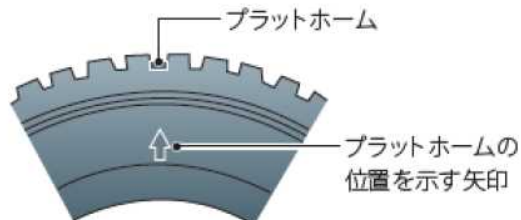
●プラットホームとは

日本国内における道路交通法施行細則等によって定められた冬用タイヤとしての使用限度の目安となる新品時の溝深さから 50% の位置にあるゴムの盛り上がりを設置した部分をいいます。



●プラットホームの位置

プラットホームの位置を示す△がタイヤの両側面にそれぞれ周上 4 ヶ所以上に表示されています。



残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

運転上の注意点

- ① **低速ギア**でゆっくり発進し、タイヤを空転させない。
- ② 急坂道では**登り終わるまで低速ギア**を使用し、ギヤチェンジしない。
- ③ **急発進、急加速、急旋回及び急停止は避ける**。柔らかくブレーキ。
- ④ **カーブに入る前に減速**する。速度は控えめ。十分な車間距離。
- ⑤ 冬用タイヤの**性能には限界があるので**、運転時は細心の注意を払う。
- ⑥ 冬用タイヤを**乾燥路や湿潤路で使用する場合は走行速度に注意**する。

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 2 8 日

荷主関係団体等 あて

農林水産省食料産業局食品流通課
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室
国土交通省自動車局貨物課

大雪等異常気象時における輸送の安全の確保に向けたご理解とご協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貨物運送に当たっては、荷主からの運送時間や運行経路等の指示に基づき運送する必要があり、大雪などの異常気象による突発的な道路状況の変化が生じた場合であっても、運行の中止や運送経路の変更等を行う場合には、荷主の承諾を得る必要があるなど、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況の中、昨今の大雪時において、高速道路や主要国道で大規模な車両の立ち往生が発生し、大型トラックが滞留の原因となったことが確認されており、トラック事業者に対する指導にとどまらず、荷主のご理解とご協力を得ながら大雪時における物流のあり方について、関係省庁とも連携し取り組んでいく必要があります。

つきましては、物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・身体を守るため、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

【要請事項】

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。